

理 由 書

1 箇所番号 58

生産緑地地区のうち、箇所番号 58 については、市街化調整区域へ編入することにより、生産緑地の指定基準を満たさないことから、廃止を行うものです。

2 箇所番号 75

生産緑地地区のうち、箇所番号 75 については、指定年度より 30 年経過し、買取申出後、行為制限解除を行ったため、廃止を行うものです。